

# 明石市における 小中一貫教育の在り方について

平成28年2月

明石市小中一貫教育検討委員会

## 目 次

	ページ
I はじめに . . . . .	1
II 国の教育の方向性 . . . . .	2
III 小中一貫教育が取り組まれている背景 . . . . .	3
IV 小中一貫教育の意義 . . . . .	4・5
V 小中一貫教育の課題 . . . . .	6
VI 明石市の小中連携の現状 . . . . .	7～9
VII 明石市の今後の方向性 . . . . .	10・11
VIII おわりに . . . . .	12

参考資料

## I はじめに

現在、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増している。また、政治・経済・文化など、様々な側面において、従来の国・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われている。こうした知識基盤社会やグローバル化の進展に伴い、知識や人材をめぐる国際競争を加速させる一方で、異なる文化や文明との共存や国際協力の必要性を増している。

こうした厳しい時代を生きる子どもたちは、自らの手で自らの人生を切り拓くとともに、多様な価値観を受容し、共生していくことが求められている。子どもたちが十分な知識や技能を身に付け、十分な思考力、判断力、表現力を磨き、主体性をもって多様な人々と協働できるよう、学習指導要領に示されている「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育成し、「生きる力」を育むことが重要である。

また、小学校と中学校の教育活動の間には部活動の有無、生徒指導の手法、授業形態や指導方法の違い等があり、新しい環境での学習や生活に不応を起すことからいじめや不登校の数が中学1年生で急増する、いわゆる「中1ギャップ」や、外国語活動が小学校に導入される等教育内容の変化等により、学校相互の連携や交流をより一層進めることが求められている。

そのような現状の中、本市においては、子どもたちの学びと育ちをスムーズに連続させるために、校種を越え、共通した視点で子どもたちを見守り、育てるために、平成20年度より中学校区ごとに校区 UNIT 会議を設置し、各校種間の情報交換、実態把握、合同研修、小中連携事業等を行ってきた。また、平成23年3月に策定された「あかし教育プラン」において、『『生きる力』を育む学校教育の充実』を図るため、幼稚園・保育所、小学校及び中学校の連携した活動づくりに取り組むことが示された。

さらに、本市の児童生徒に「生きる力」を一層育成するために、小・中学校における義務教育9年間を連続した期間としてとらえ、連続性・一貫性のある教育活動を展開することにより、発達段階に応じた「育ち」と「学び」の保障を目指すために、明石市における小中一貫教育の在り方について検討した。

## Ⅱ 国の教育の方向性

少子高齢化・グローバル化・高度情報化の進展など、教育を取り巻く環境は大きく変化している。中央教育審議会では、「何を教えるか」という、知識の質・量の改善に加え、「どのように学ぶか」という学びの質や深まりを重視した教育課程の基準等の在り方について議論がなされているところである。

子どもたちが十分な知識や技能を身につけて、思考力、判断力や表現力を磨き、主体性をもって多様な人々と協働できるよう、子どもの能力や可能性を引き出し、自信を育む教育の実現を図るために、平成 26 年 12 月 22 日に中央教育審議会から「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について（答申）」（以下「答申」）が出された。

答申では、学校間連携の一層の推進、小中一貫教育の制度化をはじめとする総合的な推進方策について

- ・小中一貫教育が取り組まれている背景
- ・小中一貫教育の現状と課題
- ・小中一貫教育の制度化の意義
- ・小中一貫教育の制度設計の基本的方針
- ・小中一貫教育の総合的な推進方策

等が提言されている。（参考資料 P 12）

文部科学省は、この答申を受け、小中一貫教育を行う新たな学校の種類の制度化を進めるために、「学校教育法等の一部を改正する法律」を、平成 27 年 6 月 24 に公布し、平成 28 年 4 月 1 日より施行することとなった。

学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を新たに規定し、

- ・心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育について、基礎的なものから一貫して施すことを目的とする
- ・修業年限は、前期課程 6 年、後期課程 3 年の 9 年とし、特質を生かして「4-3-2」や「5-4」などの柔軟な学年段階の区切りを設定することも可能である

等が示された。（参考資料 P 13）

### Ⅲ 小中一貫教育が取り組まれている背景

全国各地で地域の実態に応じた小中一貫教育が進められているが、それには以下の背景があると考えられている。

「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について（答申）」（平成26年12月22日 中央教育審議会）より

#### 1 児童生徒の発達の早期化等に関わる現象

小学校6年間、中学校3年間という、いわゆる6-3制が導入された昭和20年代前半と現在とを比較すると、例えば、児童生徒の身長伸びや体重伸びの大きい時期は2年程度早まっている。また、女子の平均初潮年齢についても2年程度早まる等、思春期の到来時期が早まっていることが伺える。文部科学省の調査から、このような発達の早期化によって、新しい環境での学習や生活に不適應を起こす「中1ギャップ」(\*1)と呼ばれる現象の芽がすでに小学校高学年から生じているとの分析もある。

#### 2 「中1ギャップ」への対応

文部科学省が実施した各調査から、不登校児童生徒数、暴力行為の加害児童生徒数が中学校1年生になった時に大幅に増加する等、児童が小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活に不適應を起こすいわゆる「中1ギャップ」が指摘されている。

#### 3 小中共通の教育目標の設定

小学校と中学校の教育活動を比べると、部活動の有無、授業形態・指導方法・評価方法・生徒指導の手法の違い等がある。こうした違いは、長い歴史の中で文化として積み上げられ、適度な違いが、児童生徒に成長の自覚を促してきた面がある。しかし、これらの教育活動の違いが、児童生徒の発達状況とのズレなどから過度なものとなる場合、「中1ギャップ」の背景となり得る。それぞれの教育活動の独自性を確保するとともに、中学校区の実態をもとにした共通の教育目標を設定し、児童生徒の学び方や指導方法等、共通した取組が必要である。

#### 4 教育内容や学習活動の変化への対応

各教科における言語活動の充実、道徳の教科化、グローバル化、キャリア教育の充実等、教育内容や学習活動の変化への対応が求められている。9年間を通して、小中学校が授業形態や指導方法を共有し、学習内容を量的・質的に充実させることが必要である。

#### (\*1) 「中1ギャップ」

中学校1年生になったときいじめの認知件数、不登校児童生徒数、暴力行為の加害児童生徒数が大幅に増えるなど、児童が小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活に不適應を起こすこと。

（出典：「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について（答申）」

## IV 小中一貫教育の意義

### 1 中学校区で小・中学校共通の「めざす子ども像」を共有

小・中学校の教員で「めざす子ども像」を設定する過程において、日常の様子や全国学力学習状況調査及び独自の調査等、あらゆる角度から児童生徒の実態を把握し、課題を見出すことにより、校区で子どもたちを育もうとする意識が高まるとともに、指導の一貫性が生まれる。

本市においては、二見中学校区において、各小・中学校の校内研究や全国学力学習状況調査の分析等をもとに、児童生徒の実態に応じて「めざす子ども像」を共有化することにより、生徒指導や学習指導の一貫性が生まれ、中学校区全体で、地域の子どもの心身の成長や学力向上に成果をあげており、その取組を市内全体に普及することが大切である。

### 2 小・中学校が9年間を通じた教育活動による「中1ギャップ」の緩和

中学校への接続を意識した指導により、9年間を通じた系統的な学習が実現できる。また、児童が中学校の様子を体感できるような学校行事や交流学習等を実施することで、安心感を与え、学ぶ意欲が高まる。分かりやすい授業、校種間の違いに対する慣れは、「中1ギャップ」を緩和する手だてとなる。

本市においては、小学校5・6年生における教科担任制を推進する「兵庫型教科担任制」(参考資料P8)を実施しているが、中学入学後の教科担任制への戸惑いを感じる生徒が減る等の効果は見られものの、小・中学校で共通の教育目標を設定したうえで、学習指導や生徒指導における指導方針の共有化を図る等の系統性や接続性が確保できている中学校区は少ない現状である。

特に、1中学校1小学校からなる中学校区が2校区あるが、11中学校区は複数の小学校があり、小学校間の連携が子どもの育ちから重要である。小中一貫教育を推進することは、小学校間の連携の促進にもつながることが考えられる。

### 3 小・中学校教員の相互理解に基づく連携・協働による教員の指導力・授業力の向上

小・中学校教員による「乗入れ授業」(\*2)及び複数指導の前後の打ち合わせや小・中学校合同の授業研究会等を通して、指導方法の工夫や改善が促される。また、小・中学校の教職員が互いに交流・研修したり、9年間を見通した指導に取り組んだりすることで、教員の意識改革や授業力の向上が期待できる。

本市においては、例えば、中学校英語科教員が小学校で外国語活動を指導する「乗入れ授業」や、道徳の授業について、小・中学校教員が合同で研修を実施する等の取組が多くの校区で行われているが、各教科において、互いにそれぞれの指導内容や指導方法の特徴を取り入れ系統を意識した授業構想を立てる等の取組をしている学校は少ないのが現状である。

小学校と中学校の教員の授業スタイルの違いは、それぞれの学校に通う子どもの発達段階の違いや、指導内容の量的差違、高等学校等進路の問題などにより、指導方法に違いがあり、子どもにとまどいにつながる面もある。

「乗入れ授業」だけでなく、小・中学校の教員が連携・協力して「相互授業」(\*3)を実施する等、小中一貫教育を推進することで、小・中学校の教員の指導についての相互理解や子どもへの多面的理解が深まることにより、指導内容や指導方法が充実し、子どもたちのとまどいが緩和され、さらなる「学び」の成長につながることを期待される。

#### 4 異校種・異学年の児童生徒の交流で育つ子ども

異校種、異学年の子どもたちのかかわりを通じて、自己存在感や自己肯定感、他者を思いやる気持ち等が育ち、幅広い人間関係が構築できる。特に、中学生には上級生としての自覚が生まれたり、小学生には中学生に憧れの気持ちを抱いたりする姿が期待できる。

本市においては、就学前の園児の小学校での給食体験、小学生の中学校部活動体験等、異校種間の交流が行われている。今後、小中一貫教育を推進する中で、例えば、小学校児童会・中学校生徒会合同による小中合同集団登下校、SNSのルール作り、いじめ防止活動等に取り組むことで、交流がさらに進む。そのことにより、児童生徒の人間関係が一層活性化し、「ひと」のつながりが一層深まり、子どもたちの主体性が伸長され、さらなる「育ち」の成長につながることを期待される。

#### 5 生徒指導における指導方針や指導方法等について、小・中学校が共通理解し一貫して行うことによる、不登校児童生徒や問題行動等の減少

小・中学校の教員が9年間を見通した継続性のある指導を行うことにより、中学校進学時の学習内容や学校生活の変化に対応できる子どもを育て、不登校生徒の増加を防ぐことが期待できる。また、一貫した生徒指導体制のもと、配慮を要する児童生徒に対するきめ細やかな対応を共有することによって、問題行動の未然防止へとつなげることができる。

小中一貫教育を実施している他市の中学校においては、中学校区内で生徒指導面の共通した取組により、中学校1年生における不登校出現率が低下しているなどの成果が報告されている。

本市においては、全国・県と同様に、不登校出現率が中学校1年生で急激に高くなっており、「ストップ不登校あかし」(\*4)のシステムやスクールカウンセラーの活用等の取組により減少傾向にはあるものの、中学校における不登校出現率は、全国・県平均を上回っている。(参考資料P7)

小中一貫教育を推進し、小・中学校の教員が生徒指導面において共通した指導体制で取り組むことにより、子どもたちの不安が解消され、本市の不登校出現率の低下と、さらなる「確かな学力」の保障につながることを期待される。

##### (\*2)「乗入れ授業」

中学校教員が小学校に出向き、専門性を活かして小学生に指導する授業。小学校教員から、受け持ってほしい教科や単元等を依頼するとともに、当該教員間で指導内容を打ち合わせる。

##### (\*3)「相互授業」

小・中学校の教員が系統性を重視した評価規準を設定し、授業展開を構想する授業。互いの専門性や指導上の工夫を出し合い、質の高い授業を構築する。小学校の授業に中学校教員が、中学校の授業に小学校教員が補助的に入ることによって、児童生徒に安心感を与えることも期待できる。

##### (\*4)「ストップ不登校あかし」

明石市教育委員会事務局児童生徒支援課により、平成20年度から導入されたシステム。学校は、児童生徒の欠席1日目に電話連絡、断続欠席2~6日目には電話連絡や家庭訪問を実施し、連続欠席3日目には同課へFAXを送信し対応についての支援を受ける。平成23年度からは、断続欠席7日目の児童生徒もFAX対応の対象とした。

## V 小中一貫教育の課題

### 1 小中一貫教育カリキュラムの作成等小中一貫教育の実施に伴う準備等、教員の時間確保や負担解消

小中一貫教育を推進するためには、教育活動の一貫性の確保が不可欠である。そのためには、

- 9年間の系統性に配慮した指導計画の作成
- 小・中学校合同の行事の内容設定
- 時間割や日課表の工夫、施設の使用時間調整
- 小学校間の取組の差の解消

等が必要となり、小・中学校の教員間での打ち合わせ時間の確保等は現場の教員にはかなりの負担となることが、本委員会でも指摘された。

学校を取り巻く環境が急激に変化する中で、さまざまな教育改革が進められ、教職員が対応すべき課題が複雑化・多様化し、教職員の職務に係る時間的・精神的負担が増大している。

そのような中で、9年間を見通した教育活動を進めるには、9年間一貫した系統的な教育課程の編成が必要で、小・中学校教員の合同会議や合同研修が不可欠となり、その時間確保と教職員の負担感・多忙感の解消を図ることが大変重要である。

### 2 免許等人事面やコーディネーターの配置や施設設備等の予算面

小中一貫教育を推進するには、その教育課程に対応するために

- 小・中学校教職員人事の一体的な運用、コーディネート機能の充実
- 施設環境を整備するために必要な予算の確保

等が必要となる。

小中一貫教育を推進するためには、小学校及び中学校の教員免許状を有する者がより適しているとされるが、そのような教員は限られており、小・中学校の教員の交流人事や兼務発令が必要と考えられる。

また、小中一貫教育を推進するためには、校種を超えて連絡・調整するコーディネーター役を担う教員が必要であるが、現在、小中一貫教育推進のための加配教員の配置はなく、他の校務を担いながら進めなくてはならず、その負担をいかに軽減し、人材育成を進めるかが課題となってくる。

さらに、本市においては、小・中学校のほとんどが、立地条件が隣接しておらず距離が離れているため、施設隣接型や一体型の小中一貫教育学校を設置するためには、施設設備の改修が必要で、その予算確保が大きな課題となる。

### 3 教職員の意識改革

本委員会の中で、本市の教員の小中連携、さらには小中一貫教育に対する意義の理解が不十分ではないかとの指摘がなされ、校区 UNIT 会議における小中連携の取組においても、接続する学年（例えば小学6年と中学1年）の学級担任は積極的に関わるが、校内の体制が整備されておらず学校全体の取組となっていない学校があるとの課題が出されている。

小中連携を推進するためには、管理職のリーダーシップはもちろん、複数校や異校種の教職員の意識の高まりが必要となり、そのためには教育委員会が小中一貫教育の意義を、さらに周知することが大切である。



## VI 明石市の小中連携の現状

### 1 校区 UNIT 会議による小中連携の取組

#### (1) 校区 UNIT 会議について

子どもたちの学びと育ちをスムーズに連続させるために、幼稚園・保育所、小学校、中学校、特別支援学校の校種を越え、共通した視点で子どもたちを見守り、育てるために、平成20年度より中学校区ごとに校区 UNIT 会議を設置している。

本会議を中核とし、各校種間の情報交換はもとより、実態把握・共同研究や研修等を行い、各校区で特色ある教育活動を推進している。

#### (2) 取組状況

##### ①市全体の取組

- 市内校区 UNIT 会議推進委員会を設置し、市内幼・小・中・特別支援学校の校区 UNIT 担当者出席のもと、年間3回開催し、各校区の実践発表や小中連携に係る研修をもとに意見交流し、効果的な推進方法や内容について研究を深めている。
- 平成25年度から、「校区 UNIT 活用研究校区」として二見中学校区を指定し、平成27年11月17日に研究発表会を開催した。

##### ②各中学校区単位での取組

- 各中学校区 UNIT 会議推進連絡会を開催し、子どもの学びと育ちに関する情報交換を通して、校区の子どもたちの実態把握に努めている。
- 幼小中連携の交流に係る取組を推進している。

(主な取組例)

区 分	取 組 内 容
幼(保)―小の連携	保幼小連絡会、小学校体験入学、生活発表会参観、幼稚園児給食体験、学校行事(左義長・図工展等)の共同開催、小学校オープンスクールへの案内、小学校1年生と年長園児との交流(昔遊び等)
小―中の連携	小中連絡会、入学説明会、学校行事(小6・中3生を送る会、体育大会等)の相互参加、中学校体験入学乗入れ授業(中学校教員が小学校において授業を実施する)、合同授業研究会、合同研修会
幼―小―中の連携	学校園便りの交換、あいさつ運動、生徒指導における情報交換会、特別支援における情報交換会、実態把握のためのアンケート調査、夏季合同研修会(校区で共通する課題に対する研修)

##### ③成 果

- 市内校区 UNIT 会議推進委員会における実践発表内容を、各校区に取り入れ、異校種間連携の実践が少しずつ市内全体に広がり、校区内における児童生徒理解が深まっている。

##### ④課 題

- 子どもたちの実態を把握するための情報交換や相互参観は各校区において取り組んでいるが、各教科等の指導内容や指導方法について、連携(教員合同研修、授業研究会の実施、教育課程の接続等)している学校はまだ少ない。
- 異校種間連携において、接続する学年(幼・年長―小学1年、小学6年―中学1年)は学級担任等が積極的に関わるが、校内の体制が整っておらず学校全体の取組となっていない学校がある。

- 合同研修、授業研究会を実施すると、会議や出張が増え、教員の負担が増す。また、複数校の日程調整や内容の企画・立案・運営等、コーディネートする教員が必要になる。

## 2 小中連携モデル校や市教育委員会指定研究の在り方

### (1) 二見中学校区の指定研究について

これまで取り組んできた校区 UNIT を活用し、9年間を見通した効果的な指導方法や指導形態についての研究を深めるために、3年間（平成 25～27 年度）、「校区 UNIT 活用研究校区」として二見中学校区（二見中学校・二見小学校・二見北小学校・二見西小学校）を指定した。

- 中学校区単位で、夢を持ち自己実現できる子どもの育成のために、基礎・基本の学習の定着を大切に授業づくり
- 子どもたちのさらなる学力向上のために、校区全体で小中連携を生かした授業改善

#### ①取組状況

##### ○平成 25 年度（1 年次）

- ・研究組織づくり（推進協議会・プロジェクトチーム委員会・部会の設置）
- ・めざす子ども像、研究テーマの設定（各校の校内研究、全国学力学習状況調査等の分析から）

<研究テーマ> 「連続した学びによる確かな学力の育成と向上」  
 ～校種間連携を生かした授業改善の取組を通して～  
 <めざす子ども像> ①確かな学力を身につけ、自ら学ぼうとする子  
 ②相手に分かりやすく、自分の考えを表現する子  
 ③自分に自信をもち、より伸びようとする子

- ・年間計画の作成（次年度の動きを4校で調整）
- ・すべての教職員への周知（全体研修会、連携情報誌「TOGETHER」の発行等）

##### ○平成 26 年度（2 年次）

- ・授業研究（9年間の系統及び全学年、全教科において共有する手だてを意識した授業）
- ・指導形態の工夫（小・中学校教員による複数指導）
- ・中1ギャップを緩和する取組（中学校生活体験 DAY、3小学校交流会等）
- ・教員の授業力向上をめざした取組（部会研修会、小中相互研修会等）

##### ○平成 27 年度（3 年次）

- ・平成 25・26 年度取組の補充、深化
- ・中学校新入生テスト、全国学力学習状況調査、生活アンケートの分析、これまでの取組の検証とまとめとして11月17日に研究発表会を開催した。

#### ②成 果

- 学力向上に向けた、教科の指導内容や指導方法について、合同研修や授業研究会を通して連携することができた。
- 国語科、算数・数学科において、9年間の系統を意識した授業実践が行われた。
- 校区 UNIT としての取組が全教職員に周知され、小中連携に対する意識が高まった。

### ③課 題

- 小小連携をさらに進める必要がある。
- 研究指定後も引き続き取り組むためにも9年間を見通した内容系統モデル(\*5)の作成が必要である。
- 本研究指定は、施設分離型の3小1中により取り組んできたが、今後は、各地域の実態に応じた1小1中や様々な施設に応じた在り方をさらに研究する必要がある。

### (2) 市教育委員会の指定研究の在り方について

本市においては、市教育委員会がさまざまな教育分野について指定研究をし、学校現場における指導方法や指導形態の改善・充実のための研究を行っている。指定研究を受けた学校は、その成果や課題をまとめ、研究発表会を行うことにより、市内全体の学校に普及し、本市の教育水準の向上に努めている。

その中で、「教科・総合」「生徒指導」「道徳教育」については、平成28年度以降に研究指定を受ける学校は、各小学校、中学校だけで取り組むのではなく、校区の小・中学校と連携し、研究内容を共有しながら取り組むことを目指している。

### (\*5) 内容系統モデル

領域や単元別のカリキュラムではなく、各教科において小・中学校の9年間で伸ばしたい力、例えば、算数・数学科において、「問題を読み取り表現する力」とした場合、小学校1年生では「加法・減法を式に表わすことができる」等から、中学3年生では「グラフから読み取って式に表わすことができる」等まで、系統的に示すもので、小・中学校の教員が協働して作成することにより共有化し、自分が担当している校種・学年の前後を意識して指導することが期待できる。

## Ⅶ 明石市の今後の方向性

### 1 中学校区単位で地域、施設等の実態に応じた形態

本市においては、小・中学校の区域状況（参考資料P5）にあるように、1小1中が2中学校区、2小1中が6中学校区、3小1中が5中学校区となっている。また、小・中学校が隣接しているのは、望海中学校と花園小学校、二見中学校と二見西小学校だけで、さらに両中学校とも他に小学校があり、学校間の距離もかなりある。このような本市の地域、施設の実態から、いわゆる施設一体型の小中一貫教育を実施するには、新たに学校を設置するか統廃合する等課題が多く、実施までにはかなりの時間を要すると考えられる。

本市の各中学校区の実態や、現に、二見中学校区の小中連携の研究については、隣接する1小学校と施設分離した2小学校の3小学校1中学校という形態で推進しており、その取組の中で明らかになった成果や課題を踏まえ、本市においては、まず施設分離型で小中一貫教育を目指すことが現実的であると考えられる。

また、小中一貫教育の目指すべき方向性としては、本市における課題や小中一貫教育の意義や課題を踏まえ

○本市の重点目標の一つである「確かな学力」を育むために、キャリア教育の視点も含めた9年間を通じた「学び」の接続

○本市の課題の一つである不登校等生徒指導上の課題解消や「中1ギャップ」の緩和のために、「豊かな心」や「健やかな体」を育むための「育ち」の接続

○地域で地域の子どもを育てるという本市の基本方針を踏まえ、学校が家庭・地域と連携するとともに、各中学校区において小中、小の小の教員が協働する「ひと」のつながりを視点として、取り組むことが大切である。

その際には、子どもたちが目標を持てるよう、教科の評価規準にあたるような「学び」や「育ち」のスタンダードを作成すると、教員の負担軽減や効果の検証につながると考えられる。

### 2 小中一貫教育モデル校による取組及び検証

二見中学校区での取組をもとに、小中連携をさらに進め、小中一貫教育の在り方について研究するモデル中学校区を指定し、研究していくことが有効であると考えられる。

モデル中学校区においては、二見中学校区や本市の小中連携の成果や課題、さらには小中一貫教育の意義や課題を踏まえ、

○夢を持ち自立した子どもの育成のために、「めざす子ども像」の中学校区単位で共有化

○子どもたちのさらなる学力向上のために、教科・領域の指導内容や指導方法についての合同研修や小中交流授業研究会を通じた授業改善

○9年間の系統を意識した生徒指導や学習指導による「中1ギャップ」の緩和について何を大切にして取り組むかを共有化して、具体的に取組を行い、その成果や課題をまとめ、研究発表会等を通じ市内全体に普及することが、本市の小中一貫教育の推進につながると考えられる。

なお、「めざす子ども像」を設定する過程においては、幅広い視点から児童生徒の実態を把握し、各中学校区の課題に応じて多面的、多軸的に子どもを育もうとする意識を高めることが大切である。

### 3 推進するための組織

小中一貫教育を推進するにあたっては、小中一貫教育の必要性について教職員の意識改革を図ることや地域・保護者に周知することが大切であると協議した。

例えば、教育委員会事務局において関係課によるワーキンググループを立ち上げ、校長会、PTA、地域等の意見も聞きながら推進計画を検討する等が考えられる。なお、その推進計画等についてはできるだけ学校に情報提供し、教職員の意識の向上を図るようにして頂きたい。

その際には、新たな会議を設置するのではなく、現在行われている校区 UNIT 会議を発展させ、どのような小中一貫教育を進めるのか中学校区において協議を深め、「チーム中学校区」としての意識を高めることが有効と考えられる。

また、本委員会で課題として協議したが、カリキュラムの作成、合同研修会や交流事業を実施する際に、教職員の負担を軽減するための配慮等について、予算を伴うものもあるが、教育委員会事務局でその解消に向けて積極的に取り組むことが、小中一貫教育を推進するうえで重要である。

具体的には、ICTの活用等によるデータの共有化や校務支援システムの導入、コーディネーターの配置や校内推進体制の組織づくりの支援等に努力して頂きたい。

### 4 小中一貫教育に係る教育課程における系統性

先進市においては、現行の教育制度（6・3制）ではなく、4・3・2制や5・4制等の教育制度により小中一貫教育を行っているところがあるが、現在の本市における小中連携の取組状況から、当面は現行の教育制度を運用し、学習指導要領の内容を超えての指導、小学校と中学校の指導内容の一部を入れ替える等の特別な教育課程の編成などは難しいと考えられる。

現行の教育制度の中で、子どもの発達段階を重視し、学習の系統性や連続性を考慮して、9年間を見通した指導内容・指導方法・指導形態を小中学校の教職員の協働により内容系統モデルを作成する等、連続性・一貫性のある指導を行う中で児童生徒の確かな学力を向上させることが大切である。

各中学校区の児童生徒の実態に応じて、取組の柱立ては各中学校区で検討し、「各教科」「外国語活動」「道徳」や「特別活動」に加え、例えば情報モラル、福祉教育、ふるさと教育等について「総合的な学習の時間」を有効に活用し、教科や校種の枠を超えた横断的・総合的な学習に取り組むことが一つの方策と考えられる。

## VIII おわりに

10年後、20年後、明石の街を歩いている今の子どもたちが成長した姿を想像してみると、一人一人が持たされている責任というものは、今よりもっと大きく、重いものになっているのかも知れない。さらにグローバル化が進み、その時の日本や世界の情勢は、インフラ整備、介護問題、技術革新、ネット環境など現在問題になっている事柄がさらに大きくなり、今よりもっと厳しい状況になっているのかも知れない。

本委員会では、国の流れや本市の小中連携の現状、小中一貫教育の意義や課題を踏まえ、今後の方向性について検討してきたが、本市においても義務教育9年間を連続した期間としてとらえ、連続性・一貫性のある小中一貫教育を推進することが必要である。

その際、未来に生きる子どもたちの日常が明るい未来になるように、これからの取組の礎を考え、設計しなければならない。数多くの先行例から多くを学び、本市にとって最適な小中一貫教育の形を整えていくことが大切である。

各学校において、教職員が小中連携して協働する意識を高め、指導内容や指導方法のさらなる充実を図ることが、明石の子どもたちの「育ち」と「学び」の成長を保障し、「あかし教育プラン」の基本方針として示されている「たくましく未来を拓き、夢を持って生きる人づくり」につながっていく。

しかし、その推進に当たっては、検討委員会でも議論となった教職員の負担軽減を図るための措置に教育委員会として取り組んで頂きたい。また、国や兵庫県と同様に、本市においても、今後は児童生徒数の減少が見込まれることから、学校規模の適正化という面も視野に入れて検討する必要がある。

最後に、学校、家庭、地域が連携し、新しい時代にふさわしい教育制度を整備するために、教育委員会が、本委員会で検討した内容を参考に、具体的な推進計画を作り、各学校における教育活動をさらに充実させてもらいたい。

明石の子どもたちが、ふるさと明石に誇りを持ち続け、夢に向かって努力し続けている姿に出会えることを強く願うものである。